

一般競争入札による
市有地売却の案内書

申込期間 令和4年9月12日（月）から
令和4年10月6日（木）まで

入札日時 令和4年10月17日（月）

入札

午後2時～午後3時

開札

入札終了直後

場 所 イングビル 第3・第4会議室

西東京市南町5-6-18

イングビル3階

〔入札に関する問い合わせ〕

西東京市 企画部 公共施設マネジメント課 マネジメント担当

〒188-8666 東京都西東京市南町5-6-13

田無庁舎3階

電話 042-420-2800（直通）

西東京市が行う市有地売却の一般競争入札に参加される方は、次の各事項を了知のうえ、入札してください。

(入札物件)

第1 入札に付する物件は、以下のとおりです。

(土地1件)

物件番号	所在・地番	地目	地積(実測)
土地-1	西東京市南町一丁目122番2	宅地	50.73㎡

※ 物件の詳細については、物件調書のとおりです。なお、物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するためのものです。

必ず入札参加者ご自身が、現地及び諸規制(売払い条件含む)等についての調査確認を行ってください。現地での説明は行いません。

※ 物件は、現状有姿による引き渡しとなりますのでご了承願います。現況と相違している場合、現況を優先します。

(最低入札価格)

第2 最低入札価格については、以下のとおりです。

4,768,620円

(入札参加者の資格)

第3 以下の(1)から(18)の欠格事由に該当しない個人及び法人が入札に参加できます。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者(被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しないものとする。)及び同条第2項各号に該当する者

(2) 次のいずれかに該当する者で、その事実があつた後3年を経過しないもの。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

ア 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

エ 正当な理由なく契約を締結しなかった者又は正当な理由なく契約を履行しなかった者

(3) 西東京市契約事務規則(平成13年西東京市規則第58号)第4条第2項各号に掲げる者

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがされている者

(5) 西東京市暴力団排除条例(平成24年西東京市条例第20号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者

(6) 暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(7) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいいます。)である法人

(8) 当該物件を暴力団の事務所、公の秩序又は善良な風俗に反するもの、社会通念上不適切と認められるものその他これに類するものの用に供しようとする者

- (9) 自己又は自社の経営に暴力団又は暴力団員が実質的に関与している者
- (10) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用等している者
- (11) 暴力団又は暴力団員に対し資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (12) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者
- (13) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (14) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことのある団体及びその代表者、主幹者その他構成員
- (15) 前各号に掲げた者から競争入札の委託を受けた者
- (16) 日本語が理解できない者
- (17) 日本国内に住所及び連絡先がない者（ただし、代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除きます。）
- (18) 納税義務を有する税金等を滞納している者

（入札参加の申込）

第 4 入札の申込については、以下のとおりです。

（1）申込期間

令和 4 年 9 月 12 日(月)から同年 10 月 6 日(木)まで

窓口の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

郵送の場合は、令和 4 年 10 月 6 日（木）申込締切日の消印まで有効。

（2）提出場所及び郵送先

〒188-8666 西東京市南町五丁目 6 番 13 号

西東京市役所田無庁舎 3 階 企画部公共施設マネジメント課

（3）提出書類

ア 市有財産一般競争入札参加申込書兼宣誓書

※宣誓書は「本案内書第 3 の入札参加者の資格」の欠格事由に該当していないことを宣誓していただくものです。

イ 入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書

ウ 住民票（法人の場合は、現在事項全部証明書）

エ 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）

オ 顔写真付きの身分証明書の写し（運転免許証等）

※個人で申込をされる方及び代理人となり申込をされる方

カ 代理人選任届（代理人により入札に参加する場合のみ）

※入札日及び開札日当日に、代理人選任届に記載の代理人以外の方が入札する場合には、申込者（契約者）からの新たな代理人選任届を事前に提出してください。

キ 共同入札等申出書（一つの不動産を複数の者で共有する目的で入札参加する場合のみ）

※ア及びイについては、HP 及び本案内書に添付してありますので必要事項を記入し、申込者（契約者）の印鑑登録印で押印してください。

※提出書類のうち、ウ及びエについては、いずれも申込日において、発行後 3 か月以内の

ものに限ります。

※不動産を共同入札する場合は、共同入札者全員のウ及びエを提出してください。

※一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

※入札参加申込書類を西東京市が確認した後、「入札書」及び「入札保証金口座振込のご案内」等入札関係書類を郵送します。

(4) 入札参加申込みに当たっての留意事項

ア 物件については、現状での引渡しとなります。現状とは、「物件の現在における状況の姿のまま」との意味であり、その状況を承知の上で入札してください。

イ 入札参加申込みに当たっては、購入者において売払条件及び関係公簿などの閲覧により十分調査を行い、必ず現地を事前に確認してください。

ウ 買い受けた土地に建物を建築できるか否かについては、購入者が関係機関等に確認を行うものとします。

また、進入路、敷地出入口などの加工は、購入者が関係機関等に確認の上、建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年号外法律第100号)及び道路法(昭和27年号外法律第180号)等の関係法令に従い、購入者の負担により行うこととなります。

エ 落札後の契約及び所有権移転登記は、原則として、申込書に記載された申込者又は共同入札等申出書に記載された共有者の名義で行います。

オ 共有する目的で申込みをされる場合、共同入札者全員が入札参加の資格を有することが必要です。

カ 入札参加申込みの取下げは、申込みの受付期間内に限り行うことができます。ただし、既に提出していただいている書類の返却はできません。

キ 上記4(3)の書類の提出は、郵送(書留等の記録が残る方法で送付してください。)又は持参してください。メール又は電話(ファクシミリを含みます。)等による申込受付は行いません。

(物件見学会)

第5 物件に係る現地説明会等は開催しません。

なお、物件の敷地等を随時見ていただくことは可能です。

(予定価格(最低入札価格)及び入札保証金)

第6 予定価格及び入札保証金の額は、以下のとおりです。

(1) 予定価格(最低入札価格) 4,768,620円
入札保証金 480,000円

(2) 入札参加希望者は、入札保証金として、上記に掲げる金額を令和4年10月13日(木)までに、西東京市が指定する金融機関の口座に振り込んでください。なお、振込手数料は自己負担となります。振込先の口座番号等については、入札参加申込書類を西東京市が確認した後、郵送によりお知らせします。

(3) 入札終了後、落札者以外の方は、入札保証金を事前にお預かりしている入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書により指定された口座へ振込みによる返金をいたします。

入札保証金には、納入から返金までの期間に係る利息は付しません。

入札保証金の返還には一定の時間が掛かりますのでご了承ください。

- (4) 落札者については、入札保証金を契約保証金へ充当します。なお、その際、入札保証金を納入した日から契約保証金に充当する日までの期間に対する利息は付しません。
- (5) 落札者が期限までに契約を締結しないときは、入札保証金（契約保証金）は、西東京市に帰属し、返還しません。

(入札日時及び場所)

第7 入札の受付、入札及び開札の日時と場所は、以下のとおりです。

入札日 令和4年10月17日（月）

場 所 西東京市南町五丁目6番18号 イングビル3階
 イングビル 第3・第4会議室

※案内図については、8ページをご確認ください。

	時 間	場 所
入札の受付	午後2時～午後3時	イングビル3階 第3・第4会議室
入 札	午後2時～午後3時	
開 札	入札終了後直ちに行います	

(入札の方法)

第8 入札の方法については、以下のとおりです。

- (1) 入札参加予定者は、事前にお渡ししている入札書を入札用封筒等に入れ、上記第7に定められた時間内に入札箱に投入することにより、入札を行います。
- (2) 入札書は、申込者（契約者）の署名及び印鑑登録印で押印された入札書により、入札を行うものします。
- (3) 代理人の方が、入札日及び開札に立ち会う場合は、顔写真付きの身分証明書（運転免許証等）をご持参の上、会場にお越しく下さい。
 ※入札書に記載された注意事項を必ずお読みください。
- (4) 開札時において、事前に提出している印鑑登録証明書等により印鑑の印影を確認いたします。
- (5) 上記第7に定める入札日時及び場所の期間内に、入札する事が困難な場合は、入札受付期間内であれば入札書の郵送又は提出を受付けます。
 入札受付期間 令和4年10月4日（火）から同年10月16日（日）（必着）まで
 受付先 〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号
 西東京市役所田無庁舎3階 企画部公共施設マネジメント課マネジメント担当窓口
- (6) 西東京市で入札保証金の入金の確認が出来た時点で【有効】な入札書として取り扱います。
- (7) 入札受付期間内に、西東京市で受領した有効な入札書は、所定の手続を経てから職員により入札箱へ入札いたします。
- (8) 入札については、1回のみといたします。
- (9) 入札の方法については、上記第7及びこの項に定めるいずれかの方法により行うものとします。

(入札書の書換え等の禁止)

第9 一度入札箱に投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(入札参加予定者の失格)

第10 次のいずれかに該当した入札参加予定者は、入札に参加できません。

- (1) 入札保証金を所定の期間に市の指定する口座に振込みがなかったとき。
- (2) 理由のいかんを問わず、所定の時間内に入札しないとき。
- (3) その他案内書等に記載した事項に違反したとき。

(入札の無効)

第11 次のいずれかに該当した入札は、無効となります。

- (1) 入札書の記載事項が不明なもの。
- (2) 入札書に不備があるもの。
- (3) 入札書の金額の表示が改ざん又は訂正されたもの。
- (4) 入札参加予定者が連合して不当に価格をせり下げ、他人の正常な競争入札への参加を妨げ、又は係員の職務を妨害したとき。
- (5) 同一物件に2以上の入札書を提出したとき。
- (6) 上記のほか、本案内書に記載した事項に違反したとき。

(入札の中止)

第12 不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

(開札)

第13 開札の方法については、以下のとおりです。

- (1) 入札参加予定者の入札終了後、直ちに開札を行います。
- (2) 開札時において、事前に提出していただいている印鑑登録証明書等により印鑑の印影を確認します。
- (3) 開札終了後に、開札に立ち会った入札者に対し、落札者の氏名(名称)及び落札金額をお知らせします。
- (4) 開札終了後に、落札者の氏名(名称)、落札金額及びその他入札参加者の総数並びに各入札金額を西東京市HPにて公開いたします。

(落札者の決定)

第14 落札者の決定については、以下のとおりです。

- (1) 落札者は、西東京市が設定した最低入札価格以上の最高金額の入札参加者とします。ただし、最高金額の入札参加者が複数存在する場合は、当該入札参加者によるくじ引きによって落札者を決定します。このとき、入札の辞退は認めません。くじを引かない入札参加者があるときは、本件入札事務に関与しない西東京市職員がくじを引きます。
- (2) 開札時において、落札者の入札書に不備等があり、その落札を取り消した場合には、次順位の最高金額の入札参加者が落札資格を有します。この場合、次順位の最高金額の入札

参加者は、最高応札者の入札金額以上の金額を提示することで、落札するものいたします。

(契約の締結)

第 15 契約の締結については、以下のとおりです。

- (1) 落札者決定後、落札者は、西東京市と売買契約を締結します。
- (2) 入札終了後、落札者に契約等に関する説明を行います。なお、郵送により落札された方については、郵送でご案内いたします。

(契約時の提出書類)

第 16 契約時の提出書類については、以下のとおりです。

- (1) 契約書
西東京市から 2 部送付しますので、2 部ともに記名・押印（印鑑登録印）を行い、1 部のみに収入印紙を貼付の上、2 部ともに西東京市へ送付してください。
西東京市による記名・押印後、1 部を落札者へ返送します。契約は、西東京市が落札者から返送された契約書に記名・押印したとき確定します。
- (2) 契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書
- (3) 確認書
- (4) 所有権移転登記嘱託請求書及び登記原因証明情報
- (5) 登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）に規定する登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書
なお、登録免許税額は、約 15 万円を見込むものとする。

(契約保証金及び売却代金の納付)

第 17 契約保証金及び売却代金の納付については、以下のとおりです。

- (1) 買受人から提出された、契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書に基づき、第 6 に定める入札保証金の全額を契約保証金に充当し、その後、契約保証金の全額を売却代金に充当します。
- (2) 契約保証金は、入札保証金から充当した日から売却代金の一部として充当する日までの期間に対する利息は付しません。
- (3) 買受人は、売却代金（売却代金から契約保証金を差し引いた残額）を西東京市が指定する金融機関へ納付又は振込みにより入金していただきます。

(契約の解除及び契約保証金の帰属)

第 18 契約の解除及び契約保証金の帰属については、以下のとおりです。

- (1) 買受人が売却代金を支払期日までに全額納入しない場合、契約書の条項に違反した場合などの理由により、買受人がこの契約を履行しないときは、西東京市契約事務規則に基づき、西東京市は、契約を解除することができます。
- (2) 西東京市は、契約を解除した場合、契約保証金は西東京市に帰属し、返還いたしません。

(所有権の移転、引渡し等)

第 19 所有権の移転、引渡し等については、以下のとおりです。

- (1) 売却代金の全額納入確認後、所有権の移転があったものとし、同時に土地の引渡しがあったものとします。現地での引渡しは、行いません。
- (2) 物件は、現状のままで引き渡しをするため、民法、商法及び第 16 で締結する契約の条項にかかわらず、引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。
- (3) 物件の所有権の移転登記は西東京市が行いますが、所有権の移転登記に必要な登録免許税額（収入印紙等）は、買受人の負担となります。

(契約費用、公祖公課等)

第 20 次に掲げる費用については、全て買受人の負担となります。

- (1) 契約書に貼付する収入印紙（印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号）の規定に基づく額）
- (2) 所有権移転後の公祖公課
- (3) 物件引渡し後に必要となる費用
- (4) その他契約に要する費用

案内図

場 所：イングビル 第3・第4会議室

東京都西東京市南町5-6-18（イングビル3階）

